

# 現代社会政策論の起点

三 好 正 巳

- 一 理論的到達点と反省
- 二 現代社会政策論の起点
- 三 歴史対象と理論構成

## 一 理論的到達点と反省

現時点における日本資本主義の「構造的危機」が、現代世界の政治的・軍事的情况のもと、日米関係における政治的・軍事的紐帯に捕足された経済的危機であるかぎり、この危機の性格の内に一國資本主義論の方法が示唆されている。それゆえ、日本資本主義の現実、その「構造的危機」のうちに、経済理論の発展を促進する外因をもつとともに、この危機の性格が示す社会構造的な全領域において、具体的には国家独占資本主義およびその危機において、国家政策装置の分析手法にたいしても理論的な発展の外的契機を提供しうるといえよう。すなわち、日本資本主義を対象としながらも、それが一國資本主義論でありながらも理論的一般性を主張しうる

のは、一国資本主義としての個別性が、資本主義としての一般性とそれの展開した特殊性の概念をもって把握されるかぎりにおいてであり、そこで、この全過程を論理的に明らかにするために、如何なる概念を媒介概念に設定すべきかが明確化されねばならない。それにもかかわらず、この分析の過程を明らかにすることは、今もって簡単なことではない。ただ、今日、これらの過程は、日本資本主義の「構造的危機」の示唆するところから類推するほかはないといつて過言ではない。現実の示唆にそつていえば、個々の資本主義国を内包した軍事的・政治的「ブロック」の理論<sup>(1)</sup>こそ理論的一般性とそれに対置された特殊性の理論を整理しえた理論であるといえる。そして、この「ブロック」の理論が、たとえば、資本輸出、為替管理、資本の「汎国家」化<sup>(2)</sup>という概念として析出されるとき、それを媒介として個別性において理論的一般性が貫徹する。ただし、ここに揚げられた諸概念としては、社会構成体の論理構造としては部分的構造を示す例示的なものでしかない。

- (1) 現代独占資本主義論は、現代世界における帝国主義の位置の低下を、法則性あるものとしてとらえうるものとし、社会主義諸国、帝国主義諸国、発展途上諸国との間の相互関係から、「平和共存」の論理を生産諸力発展の新しい段階における理論を軸にして展開する（世界経済・国際関係研究所編、国際関係研究所訳『現代独占資本主義の政治経済学』上巻、協同産業出版部、一九七二年）のも、是非は別としてその一例である。

- (2) フランス共産党中央委員会経済部・『エコノミー・エ・ポリテイク』誌『国家独占資本主義』下、新日本出版社、一九七五年、第七章第一節参照。

そこで、「構造的危機」を、現代世界の政治的・軍事的状況に発するとして、それを把握するために必要な媒介概念として、「成長率管理」<sup>(3)</sup>という概念を設定する。

「科学・技術革命」（前掲『国家独占資本主義の政治経済学』上巻、九四頁）は、労働過程における人間と人間の関

係範囲とともに関係内容をも発展させることに貢献したが、なお、資本制的所有は、人間の本質的、類的諸力の発展を制約している。しかしながら、このような生産諸力の発展は、資本制所有のもとで、生産単位の巨大化とその連鎖としての独占体、巨額の信用創造によって金融的に統括された社会的生産組織をもたすが、そこにおいてこの生産組織の総体として、分配・交換・消費が相互に連関する。今日、生産の社会化とは、まさにこのような内容のものであって、他方、この生産組織が資本制的所有と生産関係のもとでは利潤取得の組織でもあることによって、資本はその危機に当面して、成長率の管理にたいする憧憬をあらわにし、また現実には、「成長率モデル」作成にさいし、分配・交換・消費と生産一般の関連が分明する度合に照応して「モデル」設定の根拠があたえられる。しかし、なお、生産の無政府性は克服されえずに、この作成モデルは幻想におわる。生産諸力の発展にもとづく生産の社会化は、資本制的所有関係と生産において、労働の疎外を露わにし、商品交換のもとで商品の呪物性の内にそれを表現するが、この呪物性は「成長率管理」によっても、何らそこなわれることはない。それは「成長率管理」を必須とする社会構成体のその性格にもとづきさらに展開する。すなわち、労働の疎外は、ただ経済的領域におけるだけでなく、さらに、政治的疎外をひき起こす。生産諸力の発展が、「成長率管理」に物的基礎をあたえるほどに生産の社会化を進めようとも、「私人」と「公人」とが切りはなされ、現実の国家装置のもとで、国家が所有者階級によって掌握・支配されるかぎり、政治的疎外は依然として存在するのである。国家メカニズムの構造変化による政治的民主主義の変質は、独占体と金融的統括による生産の社会的組織であり金融資本の支配様式である金融寡頭制権力の動揺を反映した政治権力の補強と強化にはかならない。それゆえ、「成長率管理」は、一面では政治的疎外の、このような深化にはかならない。

(3) 「昭和五〇年代前期経済計画」(一九七六年)は、「低成長」への移行にもとづいて「適正な資源配分」<sup>II</sup>「適正な費用負担」、「機能的需要管理」<sup>II</sup>新しい需要管理手段」による「新しい」政策目標を掲げた「成長率管理」計画を提出している。

(4) 「独自の生産単位」として「巨大企業」概念を設定した坂本和一は、現代巨大企業の独自の生産単位の指摘を、(1)投下資本額(価値的側面)、(2)生産物の種類(使用価値側面)にとり、それで表象された「巨大企業」を、「機械体系にもとづいて生産を実現する生産単位」としての「工場」を基準とし、「工場結合体」<sup>II</sup>コンビナート」という展開概念をもって「現代巨大生産単位」の形態規定とする。また、坂本においては、「現代巨大生産単位」の物質的基礎が労働対象に限定されていて(『現代資本主義の生産様式』、青木書店、一九七六年、第二章)、そのことが矛盾の発展を公害問題に帰着させることになる。生産単位概念の設定が、生産の社会化の内容規定に果す貢献が大きければ大きいほど、分配、交換、消費にたいする生産の一般的関係を前提し、工場の内と外との両方において生産概念を吟味し、自然力利用と位置の地代の論理を包摂させた理論的完成がまたれる。

「高度成長」から「低成長」への転換は、成長率の賃金・物価との新しい「調和」的連関の達成を必要とする。この「調和」的連関は、総需要の抑制(需要管理)に規定されるところにその新しい内容があり、その実現のためにより広範な政策体系をなしている。しかも、今日、「成長率管理」が、「安定」社会を物価の「安定」と「完全雇用」の確保による生活の安定として希求するとき、失業計画をもった「完全雇用」<sup>(5)</sup>を前提として、賃金と物価の「調和」が成長成果の「適正」な配分・費用負担の管理にゆだねられることが特徴的である。また、需要管理の新しい手段を導入したこのような「成長率管理」は、資本制社会の基本矛盾にたいし、たとえば、生産の無政府性や労資の対立にたいする管理・統制の手段の体系でもあることから、政策体系として、社会政策と経済政策との連結化を求めざるをえなくなる。現代資本主義の危機が、社会構造的な危機であることによって、「成長

率管理」の政策体系は、経済政策と社会政策など諸政策が連関する広範な政策体系と管理手段の体系による社会機構をつくりだすのである。そのばあい、「成長率管理」の体系のなかに、資本輸出、為替管理、資本の「汎国化」にかかわる政策・管理手段が包含されていることが、思いおこされねばならない。

(5) 資本に有利な雇用と失業水準の国家独占的設定については、すでに、国家独占的調整の現代的特徴として、エ・ブレトネフによって指摘されたところである（資本主義世界における失業の『計画化』、月刊「新世界ノート」一〇五号、駿台社、所収）。「昭和五〇年代前期経済計画」によれば、計画最終年度で、完全失業率一・三パーセント台という「完全雇用」を目標としている。一・三パーセントの失業とは、百万人をこえる完全失業者が常に存在し、毎月千件をこえる企業倒産が出るような今日の状況のことである。

現代資本主義の危機が、「成長率管理」の政策・管理体系を希求させるところに、この危機の社会構造的な性格が表現されている。危機のこのような社会状況のもとで、労働・社会諸理論の点検がなされねばならない。すなわち、「成長率管理」を媒介概念にして認識された現代資本主義の危機にたいして、諸理論の有効性が吟味されるべき時点に到達していると判断される。吟味されるべき理論は、全領域にわたるべきであるが、吟味されるべき起点となる理論は、公刊された著書・論文を対象とするとき、まずは相沢与一『国家独占資本主義と社会政策——現代社会政策の研究視角——』（未来社、一九七四年）と熊沢誠『国家のなかの国家——労働党政権下の労働組合・一九六四—七〇』（日本評論社、一九七六年）とが、当面の検討の対象となる。もちろん、個々の理論領域においては、それぞれに吟味されるべき著書・論文があるが、それらは、点検の進展につれて、最小限必要なかぎりで関説されるであろう。まず、国家独占資本主義「労働Ⅱ社会政策」論の一つの到達点を示す相沢の著作からとりあげよう。

相沢の『国家独占資本主義と社会政策』は、大河内—服部論争を端緒とする戦後社会政策論を意識し、服部理論を継承しつつ、国家独占資本主義と社会政策・労働問題の関連を研究するための視角の探究と、国家独占資本主義の構造と性格の解明を志した(同書、まえがき)論文集である。相沢のこの著書にたいし、徳永重良は、(1)社会保障を素材とすることで、労資関係の分析が中心にない。(2)社会保障が資本主義社会にとってもつ意味が不明確である、と批判し(「国家独占資本主義下の労働問題の研究手法——ドイツ労資関係を中心にして——」『労働問題研究の方法』社会政策学会年報第20集、御茶の水書房、一九七六年所収、一四一—二頁)、さらに、階級闘争モメントの抽象性と国家の役割についても、「国家の権力構造の変化や内部の対立や政策形成過程へのそれらの反映」が立ち入って述べられていないことを指摘する(同上、一四二頁)。徳永の批判は、相沢の著作の全体を評価しえたとはいえないが、重要な論点を析出していることは認めうる。相沢の論旨は、「労働Ⅱ社会政策」を、国家による金融寡頭制補強の枠ぐみと国家独占資本主義労働問題の枠ぐみの二重の枠ぐみとしての「国家の政策体系」(相沢、前掲書、一八頁)とし、政策体系の形態と内容を、国家独占資本主義の具体的性格によって規定されるものとする。そして、この規定のうちで、国家独占資本主義の経済的政策や軍事政策と「労働Ⅱ社会政策」の連関する形態と内容が把握される。したがって、社会保障制度が、国家独占資本主義の社会政策研究の視角・方法探究の「素材」(同上、七四頁)とされても、相沢の「労働Ⅱ社会政策」という規定とその課題からすれば「素材」とする根拠の説明が補われねばならないにしても、徳永が指摘するほどには無規定ではない。ましてや、国家独占資本主義の社会政策の「国家の社会政策機構への労働組合の結合ないし編入の関連」、「本来的な社会政策から社会保障への展開」(同上、七一頁)などが、法則的な解明に成功したかどうかはともかく、それが模索されていることが明白

である以上、恐らくは、徳永の批判が相沢を説得しうることはなからう。しかし、相沢が、この批判を完全に返上しうるためには、なお、明白にすべき論点を残していることも事実である。

明白にさるべき論点の中心は、徳永の批判にそくしていえば、階級闘争モメントの具体化であり、国家の権力構造の形態・内容の解明である。もちろん、相沢の論旨に、これらの論点がないのではない。ただ、今日これらの表象を分析するための媒介概念の不明確さが批判をまねくとともに、「労資関係」概念を媒介概念としてつきつけられることになったのである。しかし、「労資関係」概念そのものが、現代資本主義における危機の社会構造を表象するときには、それ自体あらためて吟味されねばならないことが認められる。すでに「労資関係」概念は、「国家」をふくめた関係として拡張されている。「労資関係」概念のこの拡張は、労働組合論にしても労働市場論にしても、その理論的フレームの拡張・変化にともなって、方法的吟味が提起されてくる。しかし、国家をふくめた労資関係として概念形成することは、それほど簡単なことではない。また、現代資本主義の危機を認識するのに必要な媒介概念として提起した「成長率管理」概念も、実は、「労資関係」概念の拡張を完結していることが前提になる。もちろん、だからといってストレートに「労資関係」概念の発展を主張するものではあってはならず、あらためて、生産諸力とその生産諸力によって規定された生産諸関係とから構成された経済構造の分析から始めて、この経済構造に規定される上部構造として、生産形態に照応する法的諸関係や統治形態を明らかにし、一個同一の「有機的全体」としての、しかもグラムシが云うように、土台と上部構造の「歴史ブロック」(『グラムシ選集』I、合同出版社、一九六一年、二八九〜二九〇頁)として、社会的生産関係の総体を反映した矛盾にみちた不均衡な複雑な上部構造を形成するかぎりのものとして解明せねばならない。すなわち、「労資関係」概念の拡

張は、正確には、社会構成体概念の形成にほかならず、社会政策・労働問題の諸理論の発展経過、とりわけ、戦後の理論課題の進展からすれば、労働主体、国家について、これを理論的に取りこむことでもあったといわねばならない。そのとき、国家についての理論が進まなければ、労働主体についての理解も進むものでなかったことが、やがて、国家についての理論の展開のうちに示されるであろう。

そこで、国家をふくめた労資関係の一つの到達点として、熊沢の『国家のなかの国家』の論理構造を、主題に必要なかぎりにおいて、その外貌を吟味しておこう。

熊沢自身「はしがき」の中で語るところによれば、「労働組合機能は政府や国民経済からの要請にまず外在性を対置するもの」という視角の設定と、こうした視角による当然の帰結としての分析対象の限定のもとで生みだされた『産業史における労働組合機能』(ミネルヴァ書房、一九七〇年)は、労働運動の今日的状況に促迫されて、「政府と労働組合」との関係へと視点と課題を移行・拡張させるべく、状況と自己との緊張関係を増して行ったようである。<sup>(6)</sup>しかし、実はこの緊張関係において課題化された「政府と労働組合」との関係の究明も、つまるところ労働組合の機能(「蚕食的組合主義」)の「再検討」を、「労働組合の〈社会〉<sup>(7)</sup>」という概念を設定することによって果たすことであった。そこで、「国家のなかの国家」としての労働組合の果たす機能が、「既存の国民経済に大きな負担を負わせることなくして既存の権力構造の変革はない」(前掲『国家のなかの国家』「はしがき」)という思想として湧出するこの論理にとっては、労働組合機能を「政府と労働組合」との関係でとらえなおすことが、「蚕食的組合主義」をより豊かな概念としてとらえうるとするものであった。より豊かな概念というのは、「労働者管理」(workers' control)の戦略として「経営権の掣肘と蚕食」(前掲『労働者管理の草の根』一七四頁)を置

くことと対応するからである。そして、こうした理論展開は、つぎの課題として、「労働者管理」の一つの問題として、「従業員」と「労働者」と「国民」の関係の解明へ連結するのである。

(6) 「企業社会」に「労働の論理」を対置し、それを発条とすることで、状況との緊張関係は、一九七〇年夏以降のイギリスの「産業民主主義の試練」、七四年以降本格化する日本経済の「減速化」と七五年、七六年春闘の「敗北」に遭遇して、熊沢は問題意識と課題を展開させて行った。この展開にあたって、『労働のなかの復権——企業社会と労働組合——』(三一書房、一九七二年)は、熊沢の以後の道程にとつての起点をなすものといえよう。それだけに、ここでの「労働の論理」の経済学的無規定、すなわち職場の生活での、たとえば賃金と雇用保障における「標準化・平等化」および「労働と生産に関する諸決定権が技能的には可能な労働者から剝奪されている」(同上書、一三三頁)という「労働組合の〈社会〉」から発露する内容は、「資本の論理」に対置されうる論理としては、必要な分析の論理を欠いている。このことは「労働の論理」に発する内容について、生産そのものについての不十分な究明を示している。労働についての、ひいては領有法則の転回の論理抜きには、「資本の論理」と「労働の論理」の対置は解きえないのである。

(7) 「労働者のトータルな存在」としての把握を起点とすることによって、また、その「存在の全体性」を「雇用労働が日常である人びとの生活そのもの」とし、その生活規範たる「なかまの間での默契や掟」の支配範囲で組織されたかぎりで、「意識化された〈社会〉」としての労働組合が成立するという(前掲『労働者管理の草の根』一四二—三頁)。だが、「資本の論理の貫ぬく非常の社会」(前掲『労働のなかの復権』、一〇頁)に対置されながら「意識化された〈社会〉」たる労働組合は、「社会」としては部分的である。このことは、一つには、〈社会〉の範囲」を考慮し、二つには、中小企業・未組織労働者の論理的欠落にたいする反省によって自白されている。

一九六四年から七〇年にいたるイギリス労働党政権が行使した所得政策、生産性協約の促進、労資関係制度の改革など一連の政策にたいする労働組合の対応を詳細に分析・検討し、「国民経済のビヘイビアを計画的に方向づけようとした労働党政府と、自治的な行動による労働者生活の保障に固執したイギリス労働組合とは、緊張と

対立の関係をまぬがれなかった」事実をえがきだすことによって、「《計画》と《自治》とのあいだに協調的な関係が成立することはむずかしい」(前掲『国家のなかの国家』二二七頁)という仮説をひきだした。「政府と労働組合」との関係におけるこの仮説で、「《計画》と《自治》との緊張関係」のありようが、「政府の担うイデオロギーおよび政策の方向性」および「労働者の社会的・意識的存在とそれと不可分の組合組織の性格とに規定される」(同上書、二五二頁)というとき、この仮説による展望は、「《社会》としての労働組合」の機能に依存することになる。それゆえに、経営権の「蚕食」と「労働《社会》」が営む機能を上と下に開放するという実践の「営み」との相互補強関係に「一縷の可能性」をみる(同上書、二五六―七頁)のである。しかし、この仮説とそれにもとづく展望において「再検討」された労働組合機能の論理では、経営権の「蚕食」が労働組合の「任意主義」(「自由な団体交渉の擁護」、同上書、一〇二頁)と「平準化・平等化」思想に依存するものとされるとき、現実の「企業社会」批判は「小数派」の論理にしかないことになる。けれども、問題はもっと別の所にこそある。すなわち、「妥協」に生きる「多数派」によって成立する「体制」としての労資関係は、労働組合の機能からは肯定的には説明しえない。すくなくとも、熊沢においては、労働組合機能から解くことができるのは労資関係ではなく「疎外と差別」、「選別と統合」の「企業社会」の論理と構造でしかない。つまり、国家は解きえない。

(8) 労働組合機能からみた「蚕食的組合主義」「取引的組合主義」の二種類の類型の設定にあたって、すでに「真正の労働組合機能」が前提されてしまっているという熊沢の「手法」については、栗田健の論評がある(労働組合史の方法——熊沢誠著『産業史における労働組合機能』をめぐって「東京大学経済学会『経済学論集』第三六卷第三号)。

さて、今日の到達点において示される労使関係(industrial relations)論は、団体交渉制度で条件づけられた労

働組合機能から展開されるかぎりでは、精緻な理論体系を成立させた。しかし、労使関係論が労働組合機能から説かれるという論理構成のゆえに、歴史分析の結果析出されたものであれ、イデオロギー的に前提されたものであれ、賃金、雇用保障における「標準化・平等化」が貫徹するかぎり、労働組合機能は果たされ、したがって労資関係の「安定」の現実的条件となる。この点は、今日問題とする労働組合の類型との差異はあるが、ウェッブの「産業民主制」において「標準賃率」が占める位置においても知れよう。だから、現実の団体交渉制度の「安定性」に亀裂が生じるとしたら、これまでの労使関係論はそれがこの現実的条件の変化によって生じた亀裂であるかぎり、この変化を理論枠に包摂する方向でしか理論的延命は不可能である。そのとき戦後日本の「高度成長」が、この現実的条件を保障したという「信頼」に固執するか、放棄するかは、以後の論理展開を分かつことになった。しかし、「低成長」といわれ、社会的危機の様相が露わになるや、いずれにしても現実的条件の変化にたいし、理論的補強の必要が生じる。そのばあい、「産業民主制」の論理を固持するには、社会的不平等が政治秩序に直接的脅威を与えないという前提が維持されねばならない。その上で、現実的条件の変化を、「相対的取奪 (relative deprivation)」から、あるいは「社会的権力と社会的優位」の全体構造としてとらえ、理論補強する。なお、内部労働市場論も、同様に補強の理論といえる。それゆえに、これまでの労使関係論は、たとえそれが補強されたにしても、政治的秩序との関連が直接的には存在しないという前提に立つとすれば、「政府と労働組合」という課題は消滅することになり、他方、この課題が社会的危機の現実的状况において成立するとき、労働組合機能のありようから展開された労使関係論では、自ら設定した領域を否定する以外に国家権力との関連を解けず、もともとの理論的フレームの限界は明白である。さすれば、この限界をこえるには、労資関係の理論

的フレーム自体にその展開論理を求める必要があり、ここでは労働者主体の問題もこの理論的フレームの中で適正な位置を与えられることにならう。しかし、それはすでに、「産業民主制」論をこえたところの論理である。

(9) 先進諸国で、貧困が再び重要な社会的問題となったという認識がある。それは、貧困の最悪の諸側面が経済成長で解決しようという楽観主義の反省である。しかし、また、この反省でも、貧困は社会的不平等としてとらえられ、その社会関係への影響が考察課題とされるにすぎない。こうした課題の設定は、貧困を「相対的収奪」という視点から把握することにもなる。これらの点については、D・ウェッダーバン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困の論理』(光生館、一九七七年)参照のこと。

## 二 現代社会政策論の起点

いま、社会的状況の変化に促迫されて、社会・労働政策論<sup>(1)</sup>の方法的反省が、深く進みながらも、それはなお混乱のうちにあるといわねばならない。すでに見てきたごとく、この混乱から抜け出すには、「政府と労働組合」の関係すなわち労使関係論における理論的再構成が必要であることについては、これに合意するにはさしたる困難はなからう。しかも、労資関係についての理論的フレームの再構成が、今日の社会・労働政策論の理論的發展の直接的契機となるとすれば、社会・労働政策論がこれまでの論争経過の中で焦点を結んだ理論課題、すなわち労働者主体、国家の問題を総括的に内包していなければならないのもちろんである。さらに、労使関係論の理論的フレームの再構成が、労働者主体、国家について理論的整序にもとづく方法的反省と重畳するためには、社会・労働政策論がこれまでに何を批判してきたか、批判しえたものは何かを確認し、つぎに引き継がれる批判は何であるのかを明らかにするとともに、その引き継がれる批判が、労使関係論の理論的フレームの再構成によっ

て現実社会の「物質的な力」<sup>(2)</sup>となることを必要とする。そのとき、労働者主体の問題も国家の問題も、整序されたものとして「批判の武器」となりうる。それゆえ、まず必要なことは、現代資本主義社会をどう表象するかであり、つぎに、引きつがれる批判の対象をどう確定するかであらう。

(1) 社会政策ではなく社会・労働政策と呼んだのは、現代資本主義における国家独占的規制の強化が労働政策——範疇的には経済政策である——をますます体系化し拡張するなかで、現代資本主義の「計画」化が労働政策を社会政策たらしめることが生じるのを表わそうとしたからである。たとえば、賃金を生産性にリンクしようとするれば、労働者の「参加」を考えざるをえないという現実の示すところは、「産業民主制」の維持のためには、労働政策の拡張とそれを他の諸政策に結びつけて行かざるをえず、そこに形成される社会「安定」装置が包摂する領域も当然に拡張し、労働政策というだけではとらえつくせないことである。それにもかかわらず、社会政策と呼ばずに社会・労働政策と呼ぶのは、その法的・制度的構造が政治的状况とともに一定の変化をなすことを表示するためのものである。

(2) マルクスは、「批判の武器は確かに武器の批判にとつてかわることはできず、物質的な力は物質的な力によって倒されねばならぬが、しかし理論といえども、衆人を掴むやいなや、物質的な力となる。理論はそれが人に即して (Be-herrschend) 論証するやいなや、衆人を掴むことができるのであり、そしてそれはラディカルになるやいなや、人に即しての論証となる」(ヘーゲル法哲学批判序論「国民文庫版、三四—二頁」という。「物質的な力」となるには、如何なる概念を媒介して何を批判するかにおいて、「人に即して論証する」ことが必要であり、そのために、労働概念を媒介に国家をその法・制度の構造で批判することを、すでにわれわれは主張してきた。

現代資本主義の危機を示す特徴は、「不況と異常物価」<sup>(3)</sup>においてとらえられる。こうした危機にたいし、崩れた成長率神話は、「完全雇用」と「物価安定」を、需要管理手段を駆使した「成長率管理」でもって達成し、神話の権威回復を意図する。この「成長率管理」では、賃金率の決定は、「当事者 (actor)」としての使用者と労働者と政府の三者の間でなされることになる。もちろん、この三者の関係が社会的システムを形成するかぎ

りにおいてである。とすれば、社会的システムとしての三者の関係が、そのシステムのもとで問題化する「貧困」すなわち社会的不平等のゆえに批判されるとき、この労資関係についての「理論」、すなわち労使関係論は批判されなければならない。しかも、社会的危機のあらわれでもある「非公式」ストライキの激発に促進された労使関係論での理論的補強が、政治的秩序への中立性の維持を前提にしたものであるかぎりでは、なお、基本的には、「産業民主制」の理論的フレームにたいする補強という性格を保つものである。したがって、労使関係論の批判は、以後の展開を別にして、「労働経済の理論」の系譜を溯ってなされねばならない。なぜなら、労資関係を労使関係としてとらえなおすには、また、そこでの関係を制度として把握するには、労働者自体を資本関係の外に相対的に独自の位置においてとらえる必要があるからである。この相対的に独自の位置を与えるために、「労働経済の理論」では「賃労働」という範疇が措定される。労働力の「商品化」という経済的概念を媒介にして労働力商品所有者としての「労働者」を主体とした「賃労働」範疇が、経済学的範疇だとすること自体の吟味は別にして、労働力再生産の経済学的理解の如何によっては、その特殊性とされた内容も別のものでありうるだろう。

(3) 「昭和五〇年代前期経済計画」(一九七六年五月策定)では、「現在、わが国経済は、戦後最大の不況と異常物価から脱出しつつあるものの、家計も企業も、将来に対しては、まだ確固たる展望をもちえない状態にある」ところの、「新たな目標を模索する過渡期」だという認識に立っている。

(4) 「労使関係(labor-management relations)」「概念については、労資と異なる「労使」概念にもとづき、「産業関係(industrial relations)」と別個の概念としてとらえられていて、それゆえ、「労使関係論」は、「体制内に「制度化」(institutionalisierung)された側面における階級間の諸問題」(隅谷三喜男『労働経済の理論』東大出版会、一九七六年、一〇二頁)を対象とするものとされることもある。

しかし、ここでは、これ以上「賃労働の理論」にたちいる必要はない。むしろ必要なことは、「賃労働の理論」が体制的に制度化された「側面」において階級間の諸問題を「労働経済の理論」として解くことに論拠を与えはしたが、この「側面」での理論にたいし何らの論理的規定も持ちえなかったことの指摘だけでよい。すなわち、この「側面」を対象とする「労使関係」論の「労働経済の理論」的フレームは規定しえても、これをこえる論理はもちえない。実はこのことの中に、国家論への渴望が生みだされるのである。しかも、社会的状況はますますこの渴望を拡大する。「当事者」としての使用者、労働者、政府の三者の関係は、その関係のうちに表現する国家について、「労働経済の理論」が何らの規定ももちえないままに、無批判に国家目的に追従することがおこる。この追従は、つねに国民経済という領域において理論的フレームをつくりだす。なお、今日、「成長率管理」の手段の中で制度化される労使関係論の国民経済的フレームについては、その「近代性」の前提が留意されねばならない。それは、理論史からすれば、「賃労働における封建性」論の克服ということにはかならない。しかし、この「封建性」論の克服によっても、国民経済的フレームそのものは微動だにしなかった。

では、この国民経済的フレームの批判さるべき内容とは何か。それは「体制内に『制度化』された側面」における階級間の諸問題の「労働経済の理論」的フレームの限界である。この限界は、それ自体としては「制度」批判の論理をもたないということに起因し、その内容は政治秩序に直接的脅威を与えないとする結論に示されている。それゆえ、「体制内に『制度化』された側面」をとらえるのに「労働経済の理論」をもってすれば、その社会理論もまた国民経済的フレームしか形成しえないことになる。なぜなら、「賃労働」範疇において労働力商品所有者として把握された労働者は、それ自体すでにブルジョア社会における政治的（所有権）規定をうけて、し

たがって、そのような労働者がとりむすぶ社会的関係は、経済関係としては「経済循環」を基礎とした関係であり、政治的には「体制内に『制度化』された」関係でしかありえないからである。経済的關係と政治的關係とは、その労働者把握に両者の関係の全契機がおかれている。ここで、問題は「経済的なもの」と「社会的なもの」という戦後社会政策論争における課題に回帰することになる。こうみてくると、「賃労働における封建性」論争が、「労働経済の理論」定立の重要な契機となったことは事実であるが、逆に、その社会理論の発展を掣肘したことも、今日国家論の導入にあたってみられる苦悩に照して、これもまた明白である。<sup>(5)</sup>

(5) 「賃労働の封建性」論が、「範疇的賃労働」にてらして、日本の賃労働から「封建的」なものの抽出を行ないえた(戸塚秀夫「戦後労働問題研究」労働問題文献研究会編『文献研究・日本の労働問題』総合労働研究所、一九六六年、四二頁)とともに、「日本資本主義の構造分析の一環としての労働問題研究」という構想を継承し、なお「真実の意味での特殊日本的なもの」をつきとめるために、方法的吟味が主張される。こうした主張が、やがて戦時社会政策論への反省に連続し、そこで、一層の「経済理論」としての純化が主張されるとしたら、それもまた、同一の課題への回帰を表明するものとならう。

そこで、国民経済的フレイムの批判が、「経済的なもの」と「社会的なもの」との関係の問題に帰着するとすれば、戦後社会政策論争の「不毛性」の如何とその内容があらためて問題にされねばならない。論争の起点となった服部の論文にたいし、高橋汎のごとく、「関心は、国家独占資本主義段階の社会政策論を批判的に構成する点におかれていた。この論文はその一階梯として、大河内理論を批判するというかたちをとったとみるべきであらう」(『服部英太郎著作集』V解題)『服部英太郎著作集』V、未来社、一九六六年、二八七頁)と評するならば、服部が社会構成体を分析する論理の評価と、その服部の論理にもとづく展開の「一階梯」であるということに規定さ

れた具体的な対象批判との間の連関をもった評価が必要となる。その点では、相沢が、服部論文のなった方法論的課題を、つぎのようにとらえることはその評価にたいする保留をつけたうえで承認されうる。すなわち、「第一に大河内氏の理論の戦時戦後における客観的役割を解明すること（イデオロギー批判）をつうじて、国家独占資本主義の社会政策・労働問題の批判的な理論的意義と方法を提示すること、第二に、第一の課題の前提として、大河内理論の理論的方法における生産力説的偏向の理論的克服の課題を提起することであった」（前掲『国家独占資本主義と社会政策』、九頁）という主張は承認するが、「第二の課題の提起においては明示的であったが理論的に未展開であり、第一の課題については提示が明確でなく不十分であった」（同上書、九頁）という評価について、若干のコメントが必要である。

(6) 服部英太郎「社会政策の生産力説への一批判」（雑誌「経済評論」第四卷第二、三、四号）、のちに、『服部英太郎著作集』V、未来社、一九六六年に収録。

服部がその論文で、大河内が戦時社会政策の生産政策的性格を主張することにしたし、それが「社会政策のいわゆる『機構的把握と経済的視点』の実践的理論の集中的表現であり、また社会政策の全機構的理解のための二つの不可分の『鍵』のうち社会的な理解の『鍵』放棄の必然的な理論的帰結を示すものにほかならなかった」（前掲『服部英太郎著作集』V、一八頁）と批判するとき、第二の課題にたいする相沢の評価を補足するとすれば、服部のこの指摘は、大河内の国民経済的フレーム批判の焦点を指示しているものと高く評価すべきである。もちろん、服部の指摘が、それにつづいて理論的に未展開であったことは事実であり、この未展開に終わったことが、第一の課題にたいし相沢の評価するとき事態を招いたともいえる。また、労働組合の生産力的把握を、戦

後のこの時期の状況において批判するにあたって、「総じて国家独占資本主義労働政策のファシズム形態、特にその戦時形態の不可避的な崩壊は、社会政策の『社会的必然性』の問題を資本制的にいつても合理的に取りあげておくことを知らず、戦時社会政策として労働者の階級的圧力を彼らの積極的な体制的協戮として把握しえなかったことにもとづくもの」（同上書、二九頁）というとき、たとえ矛盾をもったものとしても、資本制の「合理的」制度のもとに労働組合を把握する論理の原型が、すでにそこにおいて見て取れる。いま、ここに労使関係論の原型を見るとすれば、その国家独占資本主義の社会政策・労働問題にたいする批判的な理論的意義と方法に対する提示が、相沢のいうように「明確でなく不十分」であったということの内容は、服部の「原型」の理論的フレームのもとでは、直接には労働組合の機能を国民経済的フレームの労資関係のもとでとらえることにたいする批判の視点の有無であったというべきであろう。大河内の戦時社会政策論を批判の視野におさめていた以上、服部は当然にその批判的検討の射程内に具体的な対象を設定しうる条件をもっていた。<sup>(7)</sup>それにもかかわらず、事実はこの批判を現実には展開しえなかった。しかも、論争の以後の過程においても、この点が具体的対象として析出されなかったことから、論争の「不毛性」を指弾されることにもなった。

(7) 服部はいう。「社会政策のこの生産力説は、これと同時にその生産力視点への偏向にもとづく生産力Ⅱ生産（階級）関係の全機構的把握の欠如、特にその理論構造の階級的根柢からの解放、すなわち、社会政策の社会機構的把握の欠如によって、ハイマンの社会政策理論の保守的性格、また総じて社会民主主義社会政策理論構想のイデオロギー的幻想性の反面における現実態を継承し、その『経済機構的把握と生産的視点』とは、社会政策のこれまでの経済理論の諸形態、なかならず保守的・伝統的社会政策の生産的把握と全く同じ結論に導かれねばならなかった」（前掲『服部英太郎著作集』V、六九頁）と。服部が、大河内の「経済機構的把握と生産的視点」の論理的帰結をイデオロギーと

して批判するとき、これに對置された「生産力Ⅱ生産（階級）關係の全機構的把握」という主張のなかに、もともとは批判對象として射程内に置かれることが示されていたといえよう。

では、服部の論理が、それにもかかわらず大河内批判の環となすべき論理を對象として現実に設定しえず、第一の課題にたいし「提示が明確でなく不十分であった」というその内容は、どのようなものであったか。批判の環を射程内に置きうる筈のものでありながら批判しつくせなかった原因を、服部の論理のうちに探すときに、鮮烈な「問題意識とそれを堪えた緊張感だけからは論争はいたずらに空転せざるを得なかった」（岸本英太郎「労働経済と社会政策——その基礎理論と論争点——」、ミネルヴァ書房、一九六七年、二二七頁）というとするれば、この評価はあまりに酷に過ぎるであろう。正確な評価のためには、大河内批判で設定されるべき對象を自ら確定した上で、この批判的な對象とされるべき概念——国民経済的フレームにおいて構成された概念——を批判する論理を持っていたかどうかを、對置される服部の概念によって検討すべきであつたらう。

大河内の「経済機構的把握と生産的視点」を批判するとすれば、「経済循環の計画化」<sup>(8)</sup>と「総労働力」<sup>(9)</sup>概念とが批判される對象として析出されるべきであつた。したがって、服部の「生産力Ⅱ生産（階級）關係の全機構的把握」ないし「社会政策の社会構造的把握」のフレームにおいて對置される概念として、労働組合「機能の転化」<sup>(10)</sup>が析出されねばならない。そして、労働組合の「機能の転化」という概念の検討を通じて、服部の国家独占資本主義の社会政策・労働問題の「批判的な理論的意義と方法」が、大河内の理論の戦時・戦後における客観点役割のイデオロギー的批判のもとで、どのように明示されたかが秤量されることになる。しかし、批判の對象として、服部が、大河内の理論から析出する概念を意識的に明示しえなかつたために、本来、析出されるべき大河内の概念

に對置されたとき、服部の概念自体が課題に照して不十分であることが暴露される。岸本や相沢の評価について留保した内容は、以上の如きものである。

(8) 「経済循環」を「経済機構の合法則性」を媒介にして把握し、戦時経済における「経済循環の計画化」の概念に到達する。すなわち、「経済の変革期ないしは転換期に於いては、経済の合目的性、例えば全般的不況切抜け、或いは経済の戦時編成は、経済機構の合法則性を修正し、極端な場合にはそれを打ち破ることによってのみ達せられるに至る」（大河内「一男著作集」第四巻、青林書院新社、一九六九年、一二九頁）という。

(9) 戦時社会政策の対象としては「産業全般にとつての労働力として捉えられているので、憐むべき要保護者としてでもなく、また経済機構に対する反抗者として捉えられているのでもない」（前掲「大河内一男著作集」第四巻、一八頁）ものとしてとらえられている。そこから「調達」と「配置」が、「労働力の社会的培養」という概念を媒介に直接的に導きだされる。

(10) 服部は、「およそ社会政策の転回は経済的なるものによつてのみではなく、また社会的なるものによつて把握されねばならない」（『服部英太郎著作集』Ⅲ、未来社、一九七一年、二四〇頁）とし、「経済機構的な必然的過程」の内容として、「社会政策的諸施設のいわゆる社会的自己管理の担当者たる労働組合そのものの機能の転化」（同上書、二四四頁）をとりあげる。この機能の「転化」こそは、労働組合の「国家機構化」にほかならない。

大河内が、「労働者の自主性を中心とした社会政策」は、社会政策の戦時編成で変質し、労働者の「自主性」も「産業協力の主体」（前掲「大河内一男著作集」第四巻、二五頁）に転化するとみること、服部が、労働組合の「機能の転化」ということは、労働者主体につきその主体性の認識に相違があるにもかかわらず、なお、同一のディメンションにあるといえよう。それゆえ、服部の批判を貫徹しようとするれば、「戦争乃至は一般に転換期」において、経済機構の再編成に連結して変化する社会政策の法・制度的構造を、「社会的なもの」としてとらえるとき、その経済的内容がきめ手となる。すなわち、大河内の論理との対比においては、「経済的なるもの」の

「社会的なるもの」への想わざる転換という両者の論理的連関であり、服部の論理に対比すれば、「社会的必然性」と「経済機構的な必然性」との全機構的把握の論理が、追求されるべき論点である。もし、「経済的なるもの」が、「経済循環」における「経済機構の合法則性」を基準にしてとらえられるとすれば、それへの展開の理論は別にしても、「社会的なるもの」の批判は当初から不可能となる。大河内が、天皇制はもとより帝国主義戦争を批判しえなかったことは、過酷な状況を斟酌しても、その理論自体の限界としては批判をまぬがれえないであらう。他方、服部においても、解剖の論理は、「経済的なるもの」が「社会的必然性」に對置された「経済機構的な必然性」としてとらえられるがために、真に「社会的なるもの」の解剖の論理たりえない。なぜなら、この「経済機構」の分析内容が、「社会的生産物の分配過程に対する意識的統制」Ⅱ社会政策的課題と「統制経済的景気政策の軸的機構として、賃金統制によって資本構成の技術的速度、したがってまた生産量の増減をはかる」Ⅲ経済政策的課題（前掲『服部英太郎著作集』Ⅲ、二三〇頁）といったものである以上、階級的矛盾に直接ふれることのないこの分析自体は「社会的なるもの」を解剖する力はなく、あらためて「経済機構」自体を解剖する論理こそが要請されるであらうから。

ここまでくると、問題は、社会構成体論そのものとなってくる。しかし、社会構成体論を抽象的に論ずることは、当初に設定した理論領域をこえることになるばかりか、大河内―服部論争の検討によって、ともかくも到達した「経済機構」分析の理論的な再検討という課題の重要性の認識からしても、すぐにはとりかかれぬ。むしろ、戦時下の「経済機構」の分析から戦時体制を全体として説明することによって社会構成体論としての理論的フレームを明らかにし、そのことを通して社会・労働政策論の方法を、今日的反省に則して確認することが重要

である。

かくて、戦時体制を対象とし、そこでの社会・労働政策を対象とすることによって、「社会的なるもの」と「経済的なるもの」の相互連関の論理を究明することから始めねばならない。ここでは、大河内―服部論争で提示されたながら未展開だった点、あるいは提示自体不明確だった点を意識して連関の論理を追求するかぎり、論争以後の理論的發展の中で課題化された労働者主体や国家の問題についても、この追求のうちにこれを説明しうるであらう。他方、戦時体制を説明し、敗戦の社会的内容を確定することが、戦後日本の社会の分析のためにも必要であり、<sup>(11)</sup>敗戦をはさんでの社会的内容の違いが明らかにされることと並んで、社会・労働政策の分析も社会発展の過程に則して説明することが可能になる。さらに、こうした作業の上にたつてのみ今日の社会・労働政策における法・制度的構造を特徴的に表示する社会保障制度を、社会政策、戦時社会政策との歴史的な連環として把握することも可能にする。以上の理由からみて、戦時体制下の社会・労働政策、すなわち戦時社会政策を対象とすることによって、現代社会政策論の起点が確定されることになる。戦時社会政策を対象とすることは、それが「転換期」の社会・労働政策の分析であるという点では、すなわち戦時国家独占資本主義の社会・労働政策の分析であることにおいて、社会の「機構」的分析の方法確定にとっても有利な条件をもっている。しかし、もちろんこれらの分析は、現代社会政策論にとっては、あくまでも起点でしかなく、現代社会政策論の本来の対象は、戦後日本の社会に置かれねばならない。

(11) 「連続」説をとるか「断絶」説をとるかも、この分析の内容とかわる。

### 三 歴史対象と理論構成

戦時社会政策にたいする理論的再検討を課題にするとき、現代社会政策論の視座と対象を明らかにするために導入した社会構成体論の、そのフレームにおいて設定した理論内容との相関のもとで、分析対象の歴史的限定と理論構成とが同時に規定されることになる。

戦時社会政策が、社会・労働政策論の対象となるということは、戦時体制のもとでの法・制度的構造が表白する法秩序の意思下にある労働者主体が対象とされ、権利状況を指標にして把握された労働者主体の階級的状態の内容によって社会発展の位置が展望されうるかぎりにおいてである。このように、戦時社会政策を社会・労働政策の一段階として画することは、社会構造として時期を画することと結合して可能だということと、権利状況を媒介にして把握された労働者主体の内容に示される法・制度的構造の特定の形態として画された段階とにおいて、二重に規定されることにはかならない。それゆえ、課題に即した対象は、社会構造としての戦時体制であらねばならない。もちろん、日本資本主義の戦時体制を対象とすることによって、日本帝国主義を把握するために、軍事的・政治的「ブロック」の論理が、そこでの論理的フレームに正確に導入されねばならない。この理論的フレームの組成を可能にするためには、旧植民地と占領地にかんする研究業績の蓄積が必要である。<sup>(1)</sup> これまでの歴史学研究の成果からすれば、「東アジア史的『世界』」(永原慶二「戦後日本史学の展開と諸潮流」岩波講座『日本歴史』24巻、岩波書店、一九七七年、五四頁)として把える立場が固く保持されねばならない。

(1) 日本帝国主義の研究は、旧植民地たとえば、朝鮮における自国史研究の発展によって、日本帝国主義の朝鮮にたい

する犯罪行為を暴露・告発する研究によって触発されるだけでなく、今日のアジア情勢の緊迫のもとで、その自国史における論理を包括する軍事的・政治的「ブロック」の理論的フレームをこそ構築しなければなるまい。いいかえれば、日本史研究における「東アジア史的」「世界」の理論的フレームが、旧植民地・占領地をただ植民地・占領地として対象化することを許さず、それぞれの自国史を承認し、「東アジア史的」「世界」に包摂する論理のもとでのみ、それらの国々を植民地・占領地として把握しうることになることに重ねて注意をうながしておかねばならない。しかし、日本帝国主義のこうした理論的フレームからすれば、研究の成果はまったくとほしいといわねばならない。とくに旧占領地にかんする研究業績においてそうである。

さらに、戦時体制下の法・制度的構造を把握するには、それが国家の成立を前提にしてのみ把えうるといふことから、政治権力の構成過程の分析をとおしてのみ法・制度的構造は明らかにされうる。すなわち、明治憲法下の法・制度的構造を、市民法と社会法とで構成される近代法的体系に對置しつつ、その変化をふくめて、これらを政治過程として包括的にとらえうる理論的フレームとしては、階級構造から短絡的に導くのではなく、政治制度を媒介してこそ法・制度的構造へと導かれるべきとみる。実は、この政治制度を媒介にすることは、この制度に政治権力の構成過程を重ねることによって、階級闘争をその過程とそれが生み出す政治的結果として把握しようとするものである。また、このような理論的フレームは、ファシズムへの抵抗線を考える上でも、きわめて重要な論理を提供するであろう<sup>(2)</sup>。

(2) 天皇制軍部ファシズムにたいする抵抗線を明らかにする上で、三二テーゼには弱点があった。すなわち、「支配階級及び社会民主主義の欺瞞的駆引を暴露せねばならぬ。その駆引とは、迫り来るファシズムの幽霊を使って、現在の天皇制支配を美化し、増大しゆく反動の重圧を瞞着し去り、天皇制に対する消滅しつつある幻想を維持し、大衆をば現在の諸条件の下における主敵——ブルジョア地主的天皇制——に對する闘争から外らす」(日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ)「石堂清倫・山辺健太郎編『コミンテルン日本にかんするテーゼ集』青木文庫版、

八三頁)というとき、ファシズムにたいする過少評価が指摘されねばなるまい。『日本共産党の五十年』では三二テ  
ーゼの「非科学的な情勢評価」とともに、「社会ファシズム論」の定式化のあやまりについて指摘している(『日本共  
産党の五十年』新日本文庫、七三―四頁)。

三二テーゼの弱点は、コミンテルン第七回大会以後の国際共産主義運動のなかで克服されていくが、日本帝国主義  
論としては、志賀・神山論争を経て、天皇制国家論研究の新しい展開が開始されている(後藤靖「近代天皇制論」講  
座日本史』9、東京大学出版会、一九七一年など)。しかし、天皇制国家論の構築にとつて、その社会構成体把握の  
理論的フレームについては、なお追求されるべき課題は多い。

政治制度を媒介にして法・制度的構造をとらえるという国家論のフレームにおいて、すでに、これまでの研究  
によつても、天皇制国家機構の法・制度的改革については考究されてきた。しかし、「従来の研究は、国家機構  
・法体制の骨格の部分における再編成現象を明らかにしたが、国家機構の深部における再編現象と国家機構が人  
民の生活と直接に接触する部面における再編成現象とその意義の解明にまではおよんでいない」(利谷信義・本間  
重紀「天皇制国家機構・法体制の再編——一九一〇―二〇年代における一断面——」『大系日本国家史』5、近代Ⅱ、東京大  
学出版会、一五六頁)。「国家機構・法体制の再編成の全体像」を「人民の生活と直接に接触する部分」にまでた  
ちいたつて構成するとき、階級闘争をどのように理論的フレームに包摂するかが問題であり、この問題は、戦後社  
会政策論争で重要な論点となりながら、今日からみればなお未解決の問題でもある。もちろん、天皇制国家機構  
の究明は、その総体としての把握によつてのみ、そして法・制度的構造のもとにおける労働者主体の内容をはじ  
めて明らかにすることができるのである。法・制度的構造の総体のもとで把握することは、労働者主体をブルジ  
ョアの法関係における権利・義務関係においてとらえることによつて、社会構成体のもとでその権利主体として

の成熟を秤量しようとするものであり、権力関係の性格を表白するところの所有権を基礎にした市民法に社会法の展開が対置されねばならないことにもとづくものである。

(3) 利谷・本問の理論的フレームでは、国際的・国内的危機に対応させて、「当面の作業」として、(1)政策決定過程に重要な役割を果たした審議機関、(2)軍部と国務各機関(および財界)との交錯を実現する新しい国家機関、(3)争議の解決を通じて深く国民生活の中に国家権力の触手を延ばすメカニズムとしての調停制度が考察の対象とされる(前掲『大系日本国家史』5、一五九頁)。しかし、ここでは、「国家の深部における再編現象と国家機構が人民の生活と直接に接触する部分における再編現象」の理解は進行したが、「被支配階級のあり方が変化し、政治を動かす力として登場」(同上書、一五八頁)したことが、国家機構の末端における「再編現象」としてあらわれる過程については、権力関係の解明を媒介しなければ真に明らかにされたものとはいえない。なぜなら、「資本賃労働関係、地主小作関係、借地借家関係、家族関係などの階級的・社会的諸関係を、実体法的にも手続き法的にも、ブルジョア的な法関係、すなわち権利・義務関係として構成する方法をとらず、むしろその当業者を国家権力による操作の対象に転化しようとした」(同上書、二六一頁)という特徴づけは、天皇制国家機構において「現代帝国主義戦争Ⅱ国家総動員体制」の遂行が可能であったことを証明するとしても、このことが示す権力規定の内容を抜きにしては、したがって法・制度構造にみる権力関係のブルジョア的限界——近代法の体系に照らしてみた限界ではなく——を明らかにすることなしには、天皇制軍部ファシズムへの抵抗線は明らかにされえない。

さて、戦時体制を把握し、そこでの法・制度的構造を解明することは、戦時体制をその政治的性格において確定すること、すなわち天皇制軍部ファシズムとして解明し、そのもとでの労働者主体のありようを秤量することにはかならない。天皇制国家機構を、天皇制軍部ファシズムとしてとらえたとすれば、その理論的フレームは、天皇制軍部ファシズムの時期を確定することも可能にするものでなければならぬ。

ファシズム論としては、それを把握する歴史的フレームを、第一次大戦後の資本主義社会の動揺、ベルサイユ

体制<sup>(4)</sup>、ロシア革命につづくコミンテルン型世界革命運動の展開という三つの条件を前提することに求める。この前提のもとで、ファッショ化過程をファシスト政党を指標にしてとらえる。すなわち、「既成の権力機構が階級闘争の激化に有効に対処しえなくなったという場合には、ファシストの暴力が大衆運動を統制する事実上の権力になるわけであり、そこから中央権力の奪取をめざすファシスト政党が生まれてくることは必然であった」(古屋哲夫「日本ファシズム論」岩波講座『日本歴史』20、近代7、岩波書店、一九七六年、八三頁)とすれば、日本の権力機構が大衆運動・革命運動を抑圧する力を維持しえていたことから、日本では「ファシスト政党は情勢を左右する力のない、極めて小規模なものとしてしか成立しえないままに終わった」(同上書、八四頁)のも当然であった。そこで、こうした論理でも「大衆を日常生活のレベルで画一的に組織し、一切の抵抗を根源から封殺し、権力の意のままに国民を動員してゆく」(同上書、八四頁)独裁形態における特徴は明らかにしうる<sup>(5)</sup>。だが、こうした理論的フレームでは、ファシズムによる議会主義の否定、ファッショ的勢力の統一的政治指導力など政治過程の解明は可能であるとしても、それを国家権力論として把握しうるものといえるかどうかは留保されねばならない。国家権力論としての留保は、経済学的分析の内容にかかわる。たとえば、ファシズムの三つの歴史的条件の設定も、それが金融寡頭制支配の危機の社会的內容に投影されたものとしてとらえなければならぬし、とりわけその社会的內容の経済的側面との連関を強く意識しなければ、ファシズムの戦争責任を追求する上で結果的に独占資本を免罪しかねない。とすれば、ファシズム論としては、金融寡頭制支配の危機を歴史的條件のもとで政治的過程としてどう統括的に把握するかという問題となる。経済過程から政治過程への論理は、恐慌を契機とする経済構造と植民地経済の動揺が金融寡頭制支配の補強・再編過程における矛盾に充ちた政治過程として把握され

ることによってのみ可能となる。

(4) ベルサイユ体制は、極東においてはワシントン体制で補完され、ベルサイユワシントン体制を形成する。

(5) 古屋が自から告白するように、ファシスト政党を指標とすれば、「日本ではファシズムは勝利しなかったと云うばかりはない」(岩波講座『日本歴史』20、八四頁)。だからといって、もし「国民の統制と動員のための組織化」Ⅱ「画一的組織化」をファシズムの指標とするならば、かかる「画一的組織化」が現われる過程を、資本主義の論理とそれがかかる形態をとるための独自の条件が明らかにされねばならない。

それゆえ、恐慌、昭和恐慌を契機として展開するファシショ化過程と天皇制軍部ファシズムの成立、敗戦によるその崩壊までの時期において、社会政策の変質、戦時社会政策を分析することになる。社会政策の変質を問題にするのは、資本主義の発展の政治過程にあたえたインパクトが、天皇制国家に一定の変化(近代化)をあたえ、そこに社会政策の法・制度の基本構造が成立・展開したものとすることによって、その変質過程が天皇制国家の一定のブルジョア化との間の対抗と和解の過程であることを解明し、ファシズムにたいする抵抗線を探ろうとするからである。したがって、社会政策の法・制度の基本構造をどうとらえるかということがつぎの方法的課題となる。

社会政策の法・制度の基本構造は、今日では、団結保障(労働組合法)体系、労働基準保障(工場法)体系、社会保険保障体系、雇用保障体系からなる。この構造のブルジョア的性格は、イギリスでは救貧法(Poor Law)と職人規制法(the Statute of Artificers)<sup>(9)</sup>の規定する構造の克服と展開のもとに形成される。たとえば、初期工場法、なかんづく一八〇二年の工場法は「旧『救貧法』(Poor Law)の拡張」(B・L・ハチンズⅡA・ハリソン、大前朔郎等訳『イギリス工場法の歴史』新評論、一九七六、二頁)にすぎなかったということは、教区徒弟を職につかせ

ることが他方で児童の労働諸条件を規制する試みをとみなわざることをえなかつたからである。一七八二年のギルバート法の成立によって、救貧法の性格は一変した。<sup>(7)</sup>それはなお、一七九九年—一八〇〇年の団結禁止法の成立と結びついて、真にブルジョアの労働政策とはいえなかつた。<sup>(8)</sup>したがって、社会政策のブルジョア的性格の成立は、一八二四年の団結禁止法の撤廃と一八二五年の工場法の成立によってあたえられた。資本蓄積の発展にもなう同じ情勢は団結禁止法のもとと友愛組合 (friendly society) で顕著に発展した共済事業を、社会政策の独自の国家的制度として定立する可能性をもあたえた。ただし、先進資本主義国イギリスでは、「労働者の労働不能に際しての生活保障を与えようとする社会保険のごときは、むしろ第二次的に考えられた」(近藤文二『社会保険』岩波書店、一九六三、一五三頁)。また雇用保障については、失業保険の成立、職業訓練制度の確立を指標とすれば、これも第二次的であり、その意味では、もっとも基本的な構造は、団結法と工場法体系の形成によって成立し、初期労働立法の軸をなした救貧法と職人規制法に規定された性格とは異なってブルジョア的性格が初めてあたえられたというべきであらう。

(6) イギリス絶対王政期の代表的労働立法であり、一八一三年の賃金条項、一八一四年の徒弟条項の廃止まで存続した。その性格は、岡田与好によって制定主体たる絶対王政の歴史的性格との関連で「絶対王政の代表的産業規制立法」(『イギリス初期労働立法の歴史の展開』御茶の水書房、一九六一年、四一頁)と規定された。したがって、職人規制法の諸規制の解体は、一八世紀の団結禁止法の発展、すなわち市民革命を経過してはじめて国家暴力は資本の原始的蓄積の本質的契機となったという(同上書、二二二頁)。

(7) ギルバート法が定めた院外救助制度によって、イギリス救貧法の「伝統的な被救恤民政策的性格」は一変し、「賃金補助政策Ⅱ労働政策」となったという(大前朗郎『英国労働政策史序説』有斐閣、一九六一年、一八頁)。

(8) 大前は「究極には、地主Ⅱ支配体制機構維持のための労働政策」(前掲『英国労働政策史序説』、一四七頁)とし、

生産の担当者⇨産業資本が「想わざる」意図として資本蓄積し、政治権力に可及的に接近した過程の錯綜した情況を明らかにする。

(9) 一八〇二年法から一八一九年法を初期工場法とし、一八二五年法以後と区別する。監督制度としては一定の配慮がなされ治安判事による監督に条件をつけることでこれを強化する規定を設け、政府監督官制度への移行を用意した点で一八二五年法は画期的である。しかし、標準労働日ということを加えて指標とすれば一八三三年法にいたって工場法は成立したとすべきである。

社会政策の基本構造の形成過程において、天皇帝国家の性格に規定された特質が見られる以上、その変質過程を説明する前提として、天皇帝国家の社会政策の構造的特質を明らかにしておく必要がある。その意味では、戦時社会政策の解明は、それに先行する社会政策の展開期において天皇帝国家の社会政策の構造を分析せねばならない。

では、社会政策の展開期としての分析の対象となるのは、天皇帝国家の如何なる体制であるのか。それは、近代天皇帝の展開に則して把握されねばなるまい。したがって、近代天皇帝の端初的構造の成立を前提にし、その一定のブルジョア化の進行という点では、この変化の過程の起点として、金融資本の成立をとらえねばならない。なぜなら、「近代的」労資関係の成立は、日本では金融資本の成立によってもたらされた社会構造の変化の過程と連結しているからである。こうして、分析の対象となるのは、第一次世界大戦前後の金融資本の成立期以後における近代天皇帝国家であり、そこでの社会・労働政策ということになる。

こうして、昭和恐慌をはさんだ二つの時期において、社会・労働政策を社会政策、戦時社会政策として分析する。しかも、それぞれの時期において、そこでの社会構成を規定する経済構造を、資本関係と雇用・労働市場か

らみた労資関係、社会的階級の構造を基礎におく社会的収奪体系、植民地の社会構造としてとらえられた他民族支配で分析・把握し、政治構造については、天皇制国家統治機構、社会・労働政策の法・制度的構造、労働権の観点からみた労働者主体をもって分析・把握するという構成をとることになる。

昭和恐慌をはさむことによって、二つの時期をわけるのは、金融寡頭制支配の完成がほぼ昭和恐慌期までかかったとみるからである。金融寡頭制支配の完成を、このように長期の過程としてとらえようとするのは、明治的収奪体系の脆弱性が露呈し、それが金融資本の発展に即応する社会的階級構造と収奪体系へと変転するために、さらにまた、天皇制権力の一定のブルジョア化なしには、金融寡頭制支配の完成が困難であるとするゆえに、長期の過程として把握されねばならなかったからである。しかも、昭和恐慌は、金融資本にとってその支配を一段と強化することになったし、他方で、金融寡頭制支配の構造的脆弱性をも露呈して、以後の戦争とファシシ化の過程にのめりこむことになったといえよう。そのばあい、金融寡頭制支配の構造的脆弱性は、それが天皇制国家権力によって補完され、補完されざるをえないという社会的構造そのものに規定されていたとみるべきで、したがって、天皇制国家権力との補完関係にある金融寡頭制支配の社会的構造の分析が、天皇制軍部ファシズムの解明にとっての前提とならざるをえない。そのばあい、憲法状況としてみれば、明治憲法体制としては、「憲法の文字面だけにかぎらず、その憲法典がとどきどきに表現している（ときには、おしかくしている）日本国家の現実の姿としてみるならば、半世紀間（制定以来―引用者）も憲法が変わらなかつたなどとはけつていえない」（長谷川正安『昭和憲法史』岩波書店、一九六一年、四頁）し、この変化を「上からのブルジョア革命」による権力の性格変化とみるかどうかの問題となる<sup>10)</sup>。それはともかく、憲法状況を把握する理論的フレームは、天皇制国家権力と

補完関係にある金融寡頭制をふくめた社会的構造においてとらえられるべきであろう。

(10) 長谷川は、憲法状況はかわったが、憲法典と国家権力の本質は変化せずという。したがって、国家権力の本質は絶対主義として不変であったが、「それが現実にとる支配機構としての姿、その果す機能には、時代とともにはげしい変化があった」(前掲『昭和憲法史』、四頁)という。

ところで、服部之總が天皇制国家の「国家権力の歴史的分析的武器」とした「上からのブルジョア革命」という概念は、星埜淳(『社会構成体移行論序説』未来社、一九六九年)、下山三郎(『明治維新研究史論』お茶の水書房、一九六八年)らによってあらためて重要性が指摘された(藤井松一「戦争とファシズム」期の天皇制」後藤靖編『天皇制と民衆』東京大学出版会、一九七六年、一八六頁)。「上からのブルジョア革命」という観点から、後藤靖は、長谷川の理論を「機構と機能の分離論」(『近代天皇制』講座日本史』9、東京大学出版会、一九七一年、二二二頁)と評し、これを批判する。

こうして、論理課題にもとづいて設定された歴史対象を分析する理論的フレームが明らかにされたが、この理論的フレームによる戦時体制の分析は、天皇制軍部ファシズムの崩壊過程を明らかにすることによって、戦後社会政策分析のための前提条件を確定することを可能にするであろう。それは、何よりも敗戦の意義を確定することであり、この意義の確定によって戦後の分析の世界史的条件がはじめて設定されることになる。ここに、戦後の国家権力の規定とともに戦後の社会保障を分析対象として、現代社会政策論の展開が可能になる。かくてここに、現代社会政策論の起点が定まった。